

福岡県公報

平成18年6月9日
第2543号

目 次

告 示 (第1132号—第1146号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○都市計画事業の認可	(公園街路課) 4
○予防接種を行う医師	(健康対策課) 5
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5

公 告

○城井川水系に係る河川整備基本方針	(河川課) 5
○鳥獣保護区の指定	(緑化推進課) 13
○競争入札の参加者の資格等	(建築指導課) 13
○一般競争入札の実施	(建築指導課) 14

○一般競争入札の実施

(警察本部施設課) 14

正 誤

○目次 (平成17年4月1日福岡県公報第2370号) 中正誤 18

告 示

福岡県告示第1132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	国道	200号	前	鞍手郡小竹町大字勝野3385番8先から同郡同町大字勝野3349番先まで	14.5 ～ 28.0	386.9
			後	同上	10.5 ～ 25.0	386.9
直方	県道	福直岡線	前	宮若市本城1147番1先から同市本城1151番1先まで	13.0 ～ 13.0	57.0
			後	同上	13.0 ～ 15.2	57.0

福岡県告示第1133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	国道200号	鞍手郡小竹町大字勝野3385番8先から 同郡同町大字勝野3349番先まで

福岡県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	福岡線	前	宮若市龍徳1455番3先から 同市龍徳1455番7先まで	12.4 ～ 13.0	16.8
			前	宮若市龍徳932番から 同市龍徳1455番7先まで	1.5 ～ 2.0	22.0
			後	宮若市龍徳1455番3先から 同市龍徳1455番7先まで	12.4 ～ 13.0	16.8

福岡県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡線	宮若市本城1147番1先から 同市本城1151番1先まで

福岡県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
柳川	県道	久留米線	前	三潴郡大木町大字上八院 1587番1先から 同郡同町大字八町牟田686 番2先まで	8.3 ～ 10.8	194.2
			後	同上	9.5 ～ 12.0	194.2

福岡県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	新田線 榎津線	大川市大字一木604番1先から 同市大字一木609番3先まで
柳川	久留米線 柳川	柳川市大字金納25番5先から 同市大字金納13番2先まで
柳川	443号線	山門郡山川町大字北関396番1先から 同郡同町大字北関364番7先まで
柳川	江島線 筑後	三潴郡大木町大字福土892番先から 同郡同町大字福土868番先まで

福岡県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
朝倉	一般国道	322号線	前	朝倉市長谷山315番先から 同市千手232番1先まで	8.2 ～ 22.0	1049.0
			後	同上	8.2 ～ 22.0	1049.0
朝倉	一般	386号線	前	朝倉郡筑前町中牟田890番1先から 同郡同町中牟田1156番4先まで	12.2 ～ 15.2	102.0

国道	後	同上	12.2 ～ 14.8	102.0
----	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	322号線	朝倉市千手33番7先から 同市千手123番1先まで
朝倉	386号線	朝倉郡筑前町中牟田890番1先から 同郡同町中牟田1156番4先まで

福岡県告示第1140号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス二日市駅店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市二日市中央1丁目1040-3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

通学路に面しており、特に小中学校の登下校時間帯において安全配慮を徹底すること。

荷捌き車両の搬入出においては安全配慮を徹底すること。特に通行者の多い8：00から9：00の時間帯で計画している10t車の搬入出については、時間帯の再検討も含め充分な安全対策を図ること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物については減量化に努め、特に古紙類については再資源化に努めること。

(4) 騒音の発生に係る事項

近年の騒音苦情については、騒音規正法に該当しない低騒音（室外機、自動車のアイドリング）での相談が多く対応に苦慮することから、次の事項をお願いしたい。

- ・建物東側の冷凍ケース室外機R1からR4まで新設される遮音壁を、空調室外機K1からK12までの延長、及びキュービクル周辺への遮音壁新設。

- ・夜間に駐車場内のアイドリング禁止について看板設置等対応の徹底。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

駐車場照明の照度については、周辺住居に影響を与えないよう充分な配慮すること。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1141号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字前原1012番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市前原駅南三丁目1番20-102号

津田 富士夫

福岡県告示第1142号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字大門字中小路682番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市早良区次郎丸4丁目7番43号

五十嵐 克彦

五十嵐 弥生

福岡県告示第1143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福津市

2 都市計画事業の種類及び名称

福間都市計画道路事業 3・4・17号 福間駅松原線（駅前広場）

3 事業施行期間
平成18年6月9日から平成23年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
福津市中央三丁目地内
(2) 使用の部分
福津市中央三丁目地内

福岡県告示第1144号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
柳川市下宮永町523-1	医療法人清和会長田病院	岩永 真一
柳川市下宮永町523-1	医療法人清和会長田病院	名取 宏記

福岡県告示第1145号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名

八女市大字高塚540番地2	公立八女総合病院	稻田 千鶴子
八女市大字高塚540番地2	公立八女総合病院	小川邦子
八女市大字高塚540番地2	公立八女総合病院	曾根 薫
八女市大字津江513番地1	ビハーラ光風	酒井 孝

福岡県告示第1146号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字戸原字鹿田792-1及び793-3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東光寺町2丁目1-22

株式会社フルラッキーコーポレーション 代表取締役 満吉 智浩

公 告

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、城井川水系に係る河川整備基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

城井川^{きいがわ}川は、福岡県の東部に位置し、その源を英彦山^{ひやかんさん}山系から耶馬溪^{やばけい}へと続く山稜の中津市と築上町^{つきじょうまち}の町境付近に発し、下本庄地先付近で中河内川^{なかごうちがわ}を合わせ、河口付近で岩丸川^{いわまるがわ}、真如寺川^{しんじがわ}を合わせて周防灘^{すおうなだ}に注ぐ、流路延長約 22.6 km²、流域面積約 94.2 km² の二級河川である。城井川という川名は築上町寒田にある城井城に由来していると言われる。

城井川流域は、築上町を貫流しており、古くから社会・経済・文化の基盤の1つをなしている。また、上流域は耶馬日田英彦山国定公園に、河口付近は筑豊県立自然公園に指定されており自然環境にも恵まれている。

城井川流域には、国の天然記念物に指定されている「本庄の大樟」^{ほんじょうのおおくわ}や、県指定の文化財である「紙本著色怒天神像」「西山宗因筆連歌懷紙」などの文化財が、「三丁弓の岩」「城井城跡」等の、戦国時代に豊前地方を治めた宇都宮家ゆかりの史跡が点在している。城井川流域の地質は、新第三紀の輝石安山岩・凝灰角礫岩^{ぎようかくれきがん}の火山岩類が流域に広く分布し、西側の一部には白堊紀後期の花崗岩類が分布している。また、城井川筋には砂礫、粘土等の冲積層^{ちゅうせきそう}が分布し、沖積平野を形成している。

城井川流域の気候は、瀬戸内気候に属しております年平均気温は約 16°C、年平均降水量は約 1,600 mm³であり、梅雨期に降水量が多くなっている。

中河内川の合流地点までの上流域は、一部が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、スギ・ヒノキの植林も多くみられるが、その中を河川は北流し、緩急を繰り返しながら流下している。河床は、転石が多く岩が露出しており、カワムツ、オヤニラミ（環境省レッドデータブック準絶滅危惧、福岡県レッドデータブック準絶滅危惧ⅠB類）、カワセミ（主要野生動物）が生息している。周辺には、牧の原キャンプ場、牧の原桜公園があり、夏には水遊びや散策の場等として人々に利用されている。また、川沿いには棚田や少數ながら集落も見られる。

馬渡橋までの中流域は、川幅が急に広くなり、川沿には水田・畑が見られ、下流に向かうほど集落が形成されている。河床は転石、砂礫で覆われ、取水堰が多数存在するため、大部分が堰の湛水域となっている。河川にはツルヨシ群落が至る所に見られ、オイカワ、カワムツ、オヤニラミ（環境省レッドデータブック準絶滅危惧、福岡県レッドデータブック準絶滅危惧）、カワセミ（主要野生動物）、コサギが生息している。

河口までの下流域は、国道10号、JR日豊本線が通過している。また、椎田駅周辺では、役場を中心に市街地が形成され、周囲にはスポーツ施設等もあり、人々に広く親しまれている。下流域は、取水堰も多く大部分が湛水域となっている。河床は、主に砂礫、砂で形成され、河口付近ではトビハゼ（福岡県レッドデータブック絶滅危惧IB類）・ボラ等が生息している。また、ウラギク（環境省レッドデータブック絶滅危惧II類、福岡県レッドデータブック絶滅危惧II類）も確認されている。

城井川の水質は水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況をみると、赤幡橋より上流がAA類型、下流がA類型に指定されている。BOD75%値でみるとA類型に指定されている浜宮橋では基準値を満足しているが、AA類型に指定されている赤幡橋では、平成9年度から11年度には基準値(1.0 mg/l)を上回っていたが平成12年度以降は満足している。

城井川流域は、梅雨期に降雨が集中しており、過去幾度となく大雨によって災害に見舞われている。主な洪水としては、昭和42年、昭和58年、平成7年の水害がある。特に平成7年6月の洪水では浸水面積22.7ha、浸水被害36戸という被害を受けている。

城井川流域の河川水は、かんがい面積約1,530haの農業用水として、約330カ所の取水堰より取水されており、古くから農業用水として利用されている。また、一部では上水道用水として伏流水が取水されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

城井川水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川改修の現状、水害発生の状況、河川利用の現況、開発、河川環境の状況、並びに森林の持つ水資源かん養機能等を考慮し、かつ、「ふくおか新世紀計画」、「豊前築上地域河川環境管理基本計画」をふまえながら、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

ア. 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

城井川は、想定氾濫面積・想定氾濫区域内の資産状況等を考慮したうえで、50年に1回程度の確率で発生する規模の洪水を安全に流下させることのできる整備を目指す。

また、整備途上における施設能力以上の洪水や、計画規模を上回る洪水に対しても、被害を極力抑えるよう配慮する。

特に城井川流域では、その地形特性により河川が谷ごとに流れしており、河川ごとに上

流域まで人家が見られる。さらに、地域の高齢化が進んでおり現在でもスピーカー、電話連絡等の連絡体制は整っているが、洪水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、水防体制の支援、災害関連情報の提供、洪水時における情報伝達体制及び警戒避難体制の整備等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては適正かつ効率的な水利用が図られるよう、関係機関と連携して、河川環境、河川水の利用状況等、現況流況の把握に努める。さらに、健全な水循環の構築や良好な水質・水量の確保・保全を図るため、関係機関をはじめ、流域全体で一體となって取り組んでいく。

また、河水時においては関係機関と協議しながら、被害が最小限となるよう水資源の有効利用に努めるものとする。

ウ. 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全にあたっては、国定公園の一部をなす上流域では、現況の自然環境の保全に努める。

中・下流域においては、治水・利水面との調和を図り、多様な動植物の生息・生育環境に配慮した瀬・淵等の保全を行うとともに、地域住民のニーズに配慮し、環境教育・環境学習の場として利用できる、人と河川の触れ合いの場の整備と保全を行う。

エ. 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、「洪水による災害の防止又は軽減」、「河川環境の保全」の観点から、河川に関する情報を地域住民と共有することに努め、住民参加による河川管理を支援しながら、地域住民と連携し河川の維持管理を適切に行う。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、そのピーク流量を城井川基準地点馬渡橋において $730\text{m}^3/\text{sec}$ とし、これを河道へ配分する。

表-2.1 基本高水のピーク流量等一覧表 (m^3/sec)

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量	洪施設による 調節流量	河道への 配分流量
城井川	馬渡橋	730	—	730

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点馬渡橋において $730\text{m}^3/\text{sec}$ とする。

■治水基準地点
単位： m^3/sec

周防灘

← 730

■ 馬渡橋

図-2.1 城井川計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

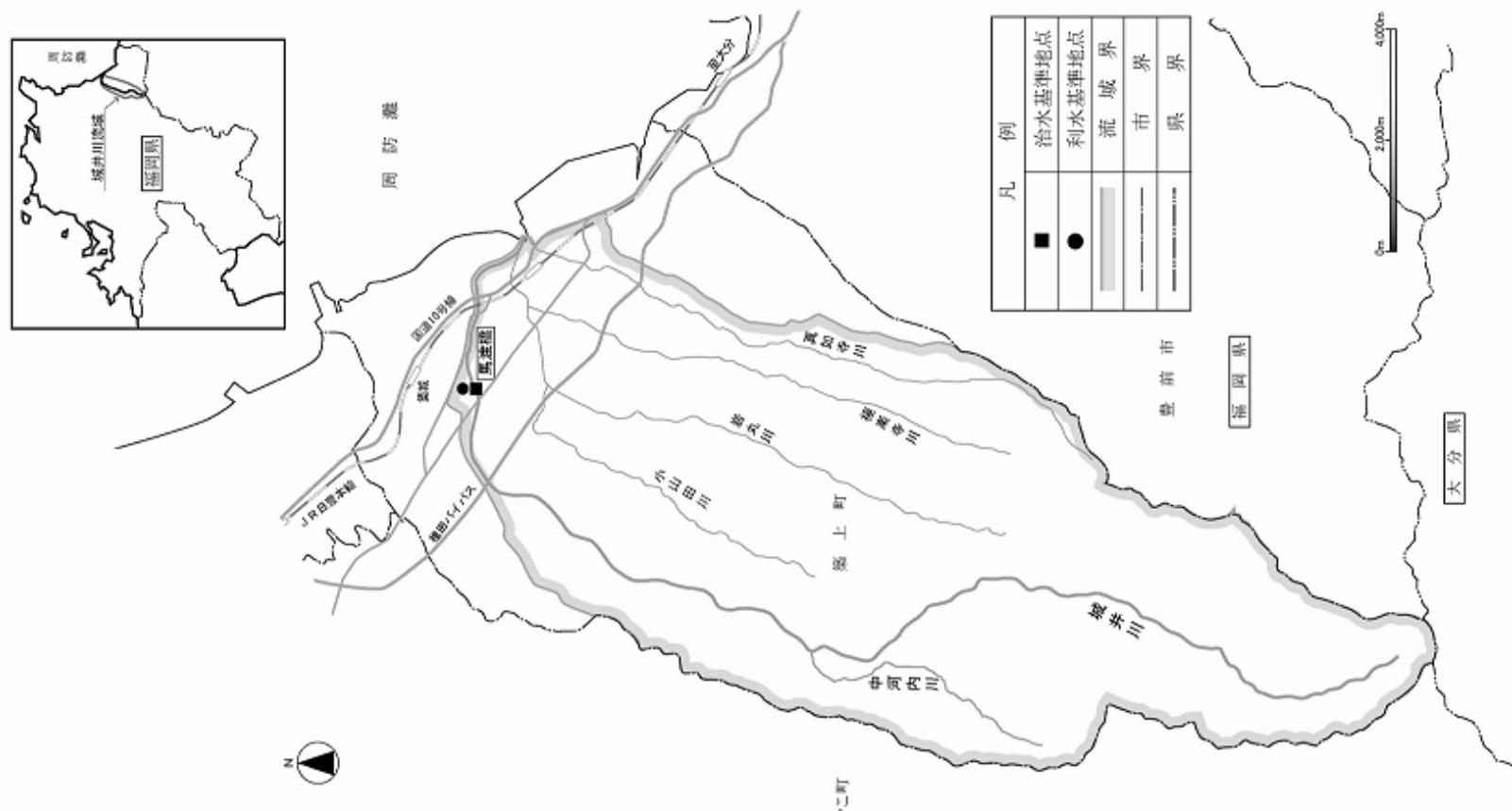
表-2.2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口から の距離 (km)	計画高水位 T.P (m)	川幅 (m)	摘要
城井川	馬渡橋 (まわたりばし)	3.2	+18.89	85	基準地点

(注) T.P: 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項
 流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流量データの蓄積、
 水利用の実態把握等に関する調査検討を行う。

図-参.1 城井川水系図



参考図

参考図

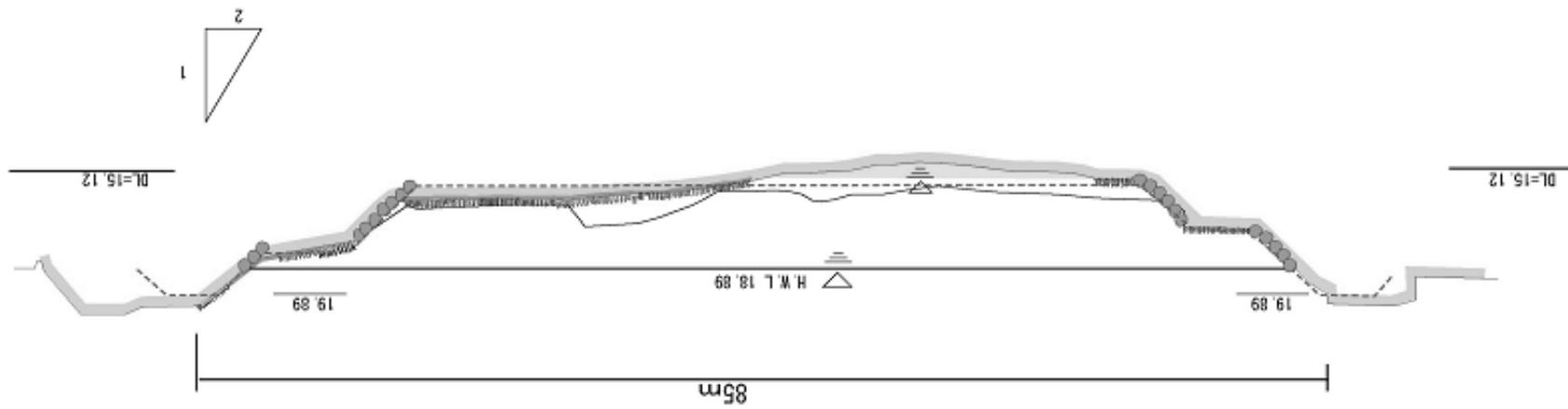


図-参.2 基準地点（馬渡橋）横断図

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第4項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定により指定をしようとする鳥獣保護区について、次のとおり公告する。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

第1 鳥獣保護区の指定**1 津屋崎干潟鳥獣保護区**

(1) 名称

津屋崎干潟鳥獣保護区

(2) 区域

福津市のうち、県道渡津屋崎線の津屋崎橋東側を起点とし、同県道を北西へ進み市道内海・池尻・森ノ下線に接続し、同市道を北東へ進み市道勝捕・須多田下線に接続し、同市道を南東へ進み県道玄海田島福間線に接続し、同県道を南西へ進み同県道に添った辨財天社^{へんじてんしゃ}に至り、同社の敷地の南側境界線を西へ進み湾の護岸に接続し、同護岸を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(3) 存続期間

平成18年11月15日から平成28年11月14日まで

(4) 保護に関する指針の案

ア 指定区分

集団渡来地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、玄界灘に接した細長い内湾の干潟であり、約100種類の鳥類が確認され、クロツラヘラサギやツクシガモなどの希少種を始めとした多くの渡り鳥の越冬地となっている。このため、県指定鳥獣保護区に指定し、鳥類の生息環境の保全を図るものとする。

2 鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案の縦覧場所

場 所	住 所
県民情報センター	福岡市博多区東公園7-7福岡県庁1階
北九州県民情報コーナー	北九州市小倉北区城内7-8福岡県小倉総合庁舎2階
筑後県民情報コーナー	久留米市合川町1642-1福岡県久留米総合庁舎1階
筑豊県民情報コーナー	飯塚市新立岩8-1福岡県飯塚総合庁舎1階
京築県民情報コーナー	行橋市中央1-2-1福岡県行橋総合庁舎1階
福津市うみがめ課	福津市津屋崎458-1津屋崎庁舎2階

第2 備考

縦覧期間は、公告の日から起算して2週間とし、第1の1の(2)に記載する区域に係る住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、福岡市博多区東公園7番7号福岡県水産林務部緑化維護課である（郵便番号812-8577）。

公告

平成18年度に福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事

2 競争入札の参加者の資格

次の(1)から(4)までのいずれにも該当しない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成18年5月1日から平成19年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
- (1) 受付の時期
この公告の日から入札日の前日まで随時受け付ける。
- (2) 受付の場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
- (3) 提出書類
提出する書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 経営事項審査結果通知書（直前決算期を審査基準日とするもの）の写し
- (4) 提出書類の販売場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）
- (5) 提出書類の作成に使用する言語等
申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他
申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

- 4 資格審査申請に対する問い合わせ先
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

建築一式工事

- 1 工事名
小倉北警察署・北九州市警察部庁舎新築工事
- 2 施工場所
北九州市小倉北区大門1丁目
- 3 予定期
平成18年度から平成21年度まで
- 4 工事概要
庁舎：鉄骨鉄筋コンクリート造り地下1階・地上12階建て
車庫：鉄筋コンクリート造り5階建て
延べ床面積21,365.25m²
- 5 入札を行う時期
平成18年度第2・四半期
- 6 工事の概要に関する問い合わせ
福岡県警察本部総務部施設課（契約係）
電話 092-641-4141 内線2284・2285

公告

福岡県が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 工事名

小倉北警察署・北九州市警察部庁舎新築工事

2 工事場所

北九州市小倉北区大門1丁目

3 工事概要

建築一式工事

　　舎 鉄骨鉄筋コンクリート造り地下1階・地上12階建て
 車 庫 鉄筋コンクリート造り5階建て
 延べ床面積 21,365.25m²

4 使用する主要な資機材

コンクリート 約13,598m³、鉄筋 約1,911t、鉄骨 約2,470t

5 工期

平成18年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成21年6月30日まで（約990日）

6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に關すること

郵便番号812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県警察本部総務部施設課契約係
 電話番号092-641-4141 内線2284・2285

(2) 工事に關すること

郵便番号812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県警察本部総務部施設課建設係
 電話番号092-641-4141 内線2302・2303

7 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施行する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（平成6年8月福岡県告示第1397号）に定める資格を得て

いる者（平成18年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）登載者）

8 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とし、各構成員が、平成18年6月23日（金）現在において次の条件を満たすこと。
 なお、入札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての構成員に対する条件

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 - ② 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
 - ③ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。）
 - ⑤ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
 - ⑥ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - ⑦ 3者組合せによるJVで施工すること。
 なお、出資割合は20%以上であること。また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることができないこと。
- (2) JVの代表構成員に対する条件
- ① 平成8年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄

筋コンクリート造りで、6階建て以上、かつ、1棟延べ床面積11,000m²以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

② 次の条件をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 平成8年度以降に元請の技術者として①に掲げる工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有する者

イ 建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者

③ 建築一式工事について、審査基準日が平成16年10月1日から平成17年9月30日までにある経営事項審査結果通知書の総合評点（以下「評点」という。）が1,250点以上であること。

ただし、入札参加条件①④に規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点についても1,250点以上であること。

④ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(3) J Vの他の構成員2者のうち1者に対する条件

① 平成8年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りで、1棟延べ床面積6,000m²以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

② 主任技術者を専任で配置できる者であること。

③ 建築一式工事について、評点が1,150点以上であること。

ただし、入札参加条件①④に規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点についても1,150点以上であること。

(4) J Vの他の構成員2者のうち他の1者に対する条件

① 平成8年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りで、1棟延べ床面積3,000m²以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

② 主任技術者を専任で配置できる者であること。

③ 建築一式工事について、評点が850点以上であること。

ただし、入札参加条件①④に規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点についても850点以上であること。

9 入札説明書の交付

(1) 期間

平成18年6月9日（金）から同年8月3日（木）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

6の(1)の部局に同じ。

10 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案、設計図面及び仕様書の閲覧を6の(1)の部局で行う。

閲覧期間は、平成18年6月9日（金）から同年8月8日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

11 入札参加申込みの受付

(1) 申込受付期間

平成18年6月9日（金）から同月23日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 受付場所

6の(1)の部局に同じ。

(3) 申込方法

持参すること。

12 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 日時

平成18年8月8日（火）午前10時00分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月7日（月）午後4時00分）

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部庁舎別館201号会議室（別館2階）

（ただし、郵送による入札書の提出先は、福岡県警察本部総務部施設課契約係）

（3）入札書の提出方法

- ① 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。
- ② 入札執行回数は、1回とする。
- ③ その他、入札説明書及び入札心得書の規定による。

13 工事費内訳書の提示

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提示を求める。

なお、入札に際し、工事費内訳書の提示がない場合は、入札に参加することができない。

14 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) すべての構成員について、過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

15 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

（1）金額の記載がない入札

- （2）法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
- （3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- （4）入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- （5）所定の場所及び日時に到着しない入札
- （6）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- （7）入札保証金が14に規定する金額に達しない入札
- （8）入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後、入札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

17 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、申込みの価格が予定価格の算出の基礎となった直接工事費に満たないときは、調査のうえ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする場合がある。

18 7の入札参加資格がない者（名簿登載者でない者）が行う入札参加申込み等

- (1) 7の入札参加資格がない者についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、速やかに入札参加資格審査申請を行うこと。
- (2) 入札参加資格審査申請は、次のとおり隨時受け付ける。ただし、当該申請の日時によっては開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので注意すること。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課（県庁行政棟7階）又は各土木事務所建築指導課

イ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階）

電話番号092-643-3719

エ 申請書の価格

300円（ただし、郵送により入手する場合は、郵送料については別途実費を徴収する。）

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

(3) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された経営事項審査の数値を満たすことを条件として入札書を受理する。

19 その他

- (1) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調停手続の停止等があり得る。

(5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

20 Summary

- (1) Subject matter of contract: Construction work of the building of the Kokurakita Police Station and the Kitakyushu City Police Department.
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 5:00 P.M, June 23, 2006.
- (3) The date and time for the submission of tenders: 10:00 A.M, August 8, 2006. (tenders submitted by mail: 4:00 P.M, August 7, 2006.)
- (4) A contact point where tender documents are available: Facilities Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141

正 講

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	謹
					上	下				
17・4・1	2370	目次		1	○		後ろから 3		参加する者	参加するもの
							後ろから 2		(総務事務センター) ○○○○	(総務事務集中化準備室) ●●●●●●